

リサイクルプラザ車庫棟屋根および外壁修繕 仕様書

1 総 則

本仕様書は、「リサイクルプラザ車庫棟屋根および外壁修繕」に適用する。

2 概 要

本修繕は、雪害により破損したリサイクルプラザ車庫棟の屋根および外壁を修繕しようとするものです。

3 履行場所

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内
総合環境センター リサイクルプラザ車庫棟

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月27日（金）まで
（作業の実施日は協議するものとする。）

5 修繕内容

別紙図面に従い本修繕を行うこと。修繕に伴い、必要な撤去、取外し作業等を行うこと。また、本修繕で撤去する屋根および外壁材にアスベストが含まれているため、除去・処分申請書類、報告書を作成し、提出すること。

6 提出書類

- | | |
|----------------------|----------|
| (1) 修繕写真帳 | 1 部（作業後） |
| (2) 修繕完成届(市指定書式) | 1 部（作業後） |
| (3) その他監督員が指定する必要な書類 | （必要に応じて） |

7 現場管理および安全管理

- (1) 受注者は、当該設備の機能を保全するため、専門知識を有する技術者を派遣し、当該修繕に従事させること。
- (2) 受注者は、本修繕を行うに当たって、労働安全衛生法および関係法令を遵守するほか、作業の安全に必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて作業者に適切な指示を行うこと。
- (3) 本修繕の作業日および作業時間は、平日の8時30分から17時までを標準とする。ただし、施設側の業務遂行に支障があるときは、監督員の許可を得て、他の時間帯に行うこと。
- (4) 受注者は、修繕関連の物品について、修繕完了まで保管責任を負うものとする。

- (5) 業務中は、適切な所要人員を配置し、作業場所の整理整頓および保安に努めること。
- (6) 修繕範囲外の機器設備および工作物に接近して作業する場合は、あらかじめ養生を行うなど、損傷を与えないよう保安上必要な措置を講ずること。
- (7) 本修繕で撤去する屋根および外壁材にはアスベストが含有されているため、適切な作業方法、養生等を行うこと。
- (8) 使用する保護具、計器および工具類は、事前点検の上、正常であることを確認して作業の安全確保に努め、持ち込む電動工具については、事前に絶縁抵抗測定等を行い事故防止を図ること。

8 その他

- (1) この仕様書において疑義が生じた事項又は定めがない事項については、発注者と協議の上、定めるものとする。